令和４年９月 26 日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
大阪府より、標記の厚生労働省通知に関し、情報提供がありました。
概要は下記の通りであります。
貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

１ 改正の趣旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10 年法律第114 号。以下「法」という。）第12 条第１項の規定により、医師は感染症の患者等を診断したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、都道府県知事等に届け出ることとされている。医師に対して義務付けられている法第12 条第１項の届出（以下「発生届出」という。）を要さない場合については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10 年厚生省令第99 号）第３条及び附則第２条の２第４項において列挙されているところ、都道府県知事が届出を行い、厚生労働大臣が都道府県の名称を告示した都道府県の区域内において医師が新型コロナウイルス感染症の患者を診断した場合等については、発生届出の対象について、

・ 高齢者
・ 妊婦
・ 入院、当該感染症が重症化するおそれがある場合の治療に使用される薬剤若しくは酸素の投与といった医療の提供が必要となるおそれのある者に限定する取扱いとしている。

今般、オミクロン株の特性を踏まえて、高齢者等重症化リスクの高い方を守るため、全国一律で上記の取扱いを適用することとする。

２ 改正の内容

〇 医師が新型コロナウイルス感染症の患者を診断した場合については、当該感染症の患者（65 歳未満のものに限り、妊婦を除く。）について、以下に掲げる医療の提供を要しない場合は発生届出を不要とする。

・入院
・当該感染症が重症化するおそれがある場合の治療に使用される薬剤若しくは酸素の投与

〇 その他所要の改正を行う。

３　施行期日
令和４年９月26日から施行する
４　留意事項
・　当該感染症が重症化するおそれがある場合の治療に使用される薬剤については、別添の告示（令和４年厚生労働省告示第293 号）を御参照いただきたい。

●厚生労働省通知掲載先
検索エンジンで「大阪府　令和４年度感染症法関係通知」でもアプローチ可能です。
https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/reiwa4nentuti.html

●大阪府通知に関する問い合わせ先
大阪府健康医療部感染症対策企画課 電話：06-6944-9156

大阪府医師会・地域医療１課（06-6763-7012）